

令和3年 宜野湾市教育委員会第6回(定例会)会議録

教育長 知念春美

教育委員 桃原修 

開催日時：令和3年5月25日(金) 開会14:00 閉会15:00

開催場所：宜野湾市民会館3階 第二研修室

出席者：知念春美教育長、石川正信委員、桃原修委員

欠席者：知念菜穂子教育長職務代理者、普天間みゆき委員

出席職員

- 【教育部】教育部長 嘉手納貴子、教育部次長 真喜志若子
(総務課) 教育企画係長 禰覇由美子、教育企画係主任主事 山内健作
- 【指導部】指導部長 又吉直正、指導部次長 川上一徳
(指導課) 指導課長 與那嶺哲、特別支援教育相談指導員 新城美夏
(学務課) 助成係長 松元典子
(学校給食センター) 学校給食センター所長 佐久原昇

議事日程

- 議案第13号 議会の議決を経るべき事件の議案に対する意見の申出について
- 議案第15号 宜野湾市教育支援委員会委員の委嘱又は任命について
- 議案第16号 宜野湾市新型コロナウイルス感染症の影響による就学援助に関する要綱の一部を改正する告示について
- 報告第1号 交通事故による和解等に関する専決処分の報告について

報告事項

(教育部の報告)

- ・特になし

(指導部の報告)

- ・最近のコロナ感染の状況と特徴について

○知念春美 教育長 皆さんこんにちは。本日の出席委員は2名で定足数を達しております。ただ今から、令和3年第6回宜野湾市教育委員会定例会を開会いたします。本委員会で審議します案件は4件となっております。本日の会議録署名委員は、桃原教育委員を指名したいと思います。よろしく申し上げます。続きまして、3月29日開催の第4回定例教育委員会会議録の承認を行います。会議録の署名委員は、知念委員となっております。会議録につきましては、すでに配布してございますが、字句の訂正を除き承認していただきたいと存じます。よろしいでしょうか。

○一同 はい。

○知念春美 教育長 ただ今、第4回定例教育委員会の会議録について承認をいただきました。知念委員には後ほど署名をお願いいたします。それでは審議に入ります前に、教育長諸般の報告を行います。緑色の報告資料1頁をお開き下さい。

(教育長諸般の報告)

○知念春美 教育長 4月26日(月)、宜野湾市の学力向上推進協議会役員会。今回はコロナ禍の中ですので、総会は署名手続きにしております。28日(水)、宜野湾市定例教頭会、そして令和3年度第1回宜野湾市行財政改革推進本部会議に出席です。5月17日(月)、教育委員会内部点検評価会議第1回を行っております。18日(火)、6月定例会、市長及び副市長調整会議に出席。そして5月臨時会、与党議案調整会議に出席しました。19日(水)、宜野湾市立小学校の校長面談を20日まで2日間行いました。二つ目、市内小中学校養護教諭等担当者会をもっております。内容は困窮家庭の声の支援について、情報交換をいたしました。21日(金)、教育委員会内部点検評価会議の2回目を行い、同日、6月定例会第1回与党議案調整会議に出席しております。24日(月)、第2回中頭地区定例教育長会及び第1回学力向上推進委員会に参加しました。そして本日、25日(火)、午前中は6月定例会第2回与党議案調整会議に出席。そして、午後の第6回定例教育委員会会議となっております。以上が教育長の諸般の報告といたします。休憩します。

○知念春美 教育長 再開します。日程1「議案第13号 議会の議決を経るべき事件の議案に対する意見の申出について」(令和3年度宜野湾市一般会計補正予算)を議題といたします。本件は5月市議会臨時会に上程すべき議案に関する事項であり

ます。宜野湾市教育委員会会議規則第5条に基づき、審議を非公開とさせていただきますが、審議を非公開とすることにご異議ありませんか。

○一同 異議なし。

○知念春美 教育長 異議なしということですので、日程1議案第13号は非公開といたします。

(非公開)

○知念春美 教育長 再開します。続きまして、日程3「議案第15号 宜野湾市教育支援委員会委員の委嘱又は任命について」を議題といたします。本件に対する担当者の趣旨説明を求めます。指導部長お願いします。

○又吉直正 指導部長 それでは議案書水色冊子9頁、それからクリーム色の新旧対照表は2頁。それから別冊の議案資料薄緑色は3頁をお開きください。それでは最初の議案書の9頁をご覧ください。議案第15号 宜野湾市教育支援委員会委員の委嘱又は任命について 別紙の者を宜野湾市教育支援委員会委員に委嘱又は任命したいので、宜野湾市教育委員会の権限に属する事務の一部委任等に関する規則（昭和47年宜野湾市教育委員会規則第5号）第2条第11号の規定により、教育委員会の議決を求める。令和3年5月25日提出 宜野湾市教育委員会 教育長 知念春美。提案理由でございます。宜野湾市教育支援委員会委員の任期満了に伴い、宜野湾市教育支援委員会規則（昭和55年宜野湾市教育委員会規則第3号）第3条第2項の規定により、新たに委員を委嘱又は任命する必要があるためでございます。では10頁をお開きください。また併せて、別冊の議案資料薄緑色の3頁、宜野湾市教育支援委員会規則をご覧ください。宜野湾市教育支援委員会規則の第3条に、「委員会の委員は、27人以内をもって組織する」とあります。4月の定例教育委員会にて承諾をいただき、今年度からは2名増員し、27名となっております。第2項では、「委員は次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱又は任命する」として、第1号から第7号まででございます。では議案書10頁をお開きください。委員の委嘱又は任命期間は、令和3年6月1日から令和5年5月31日までとなっております。新旧対照表、黄色の2頁をご覧ください。委員の新・旧名簿となっております。委員は全27名でございます。役職名など及び選任区分につきましては右側をご覧ください。宜野湾市教育支援委員会規則第3条第2項第1号の規定により、1番、2番は

小学校長及び中学校長でございます。3番から15番は、第2号の規定により、特別支援学級担任で、宜野湾市内、各小中学校の特別支援コーディネーター等でございます。16番、17番は第3号の規定により、専門医でございます。18番は第4号の規定により、障害児教育に関する学識経験者でございます。19番は第5号の規定により、特別支援学校教諭でございます。20番から23番は、第6号の規定により、教育委員会の職員で幼稚園副園長とはごろも学習センター臨床心理士でございます。24番から27番は、第7号の規定により、その他、教育長が適当と認める者で、本市の関係部局の職員でございます。以上、27人を宜野湾市教育支援委員会委員に委嘱又は任命したいと思います。以上ご説明申し上げ、あとはご質問にお答えしたいと思います。ご審議のほど、よろしくお願ひします。

○知念春美 教育長 本件に対する質疑を許します。質疑のある方は挙手をお願いします。石川委員お願いします。

○石川正信 委員 宜野湾市教育支援委員会委員の委嘱および任命について、指導部長から説明がありました。前回の4月の定例教育委員会において、27名に増やしているという説明をお聞きして、承認されているの今回の任命なのかなと思います。特に今回の任命の名簿の中では、もちろん各小中学校の関係者が揃っていることと、やはり大きなものは支援委員会規則の第3条の委員の中での、「(3) 学校医及び専門医」という中で、お二人任命されるということがありますので、大変これは心強いことかなと思います。そういった面でも、ふさわしい方が任命されるということで、賛成であります。以上です。

○知念春美 教育長 他にございますでしょうか。それでは質疑も尽きたようですので、質疑を終わりたいと思いますが、ご異議ありませんか。

○一同 異議なし。

○知念春美 教育長 ご異議ありませんので、質疑はこれにて終了いたします。これより、宜野湾市教育支援委員会委員の委嘱又は任命について採決いたします。本件は原案の通り承認することにご異議ありませんか。

○一同 異議なし。

○知念春美 教育長 ご異議ありませんので、本件は原案の通り承認されました。これにて日程3議案第15号を終了いたします。休憩します。

○知念春美 教育長 再開します。続きまして、日程4「議案第16号 宜野湾市新型コロナウイルス感染症の影響による就学援助に関する要綱の一部を改正する告示

について」を議題といたします。本件に対する担当者の趣旨説明を求めます。指導部長。

○又吉直正 指導部長 それでは、ご説明に入る前にお手元の青い表紙議案書 11 頁をお開きください。また黄色い表紙の新旧対照表の 3 頁も併せてご準備いただきたいと思います。また薄緑色の議案資料 7 頁の、宜野湾市新型コロナウイルス感染症の影響による就学援助に関する要綱も併せてご参照ください。それでは議案書の 11 頁をご覧ください。議案第 16 号 宜野湾市新型コロナウイルス感染症の影響による就学援助に関する要綱の一部を改正する告示について 宜野湾市新型コロナウイルス感染症の影響による就学援助に関する要綱（令和 2 年宜野湾市教育委員会告示第 5 号）の一部を次のように改正したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 法律第 162 号）第 25 条第 2 項第 2 号の規定により、教育委員会の議決を求める。令和 3 年 5 月 25 日提出 宜野湾市教育委員会 教育長 知念春美。提出理由でございます。新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した保護者を就学援助の対象とし、援助を行うため、告示の一部を改正する必要があるためでございます。今回の要綱改正の内容でございますが、先ほど議案第 13 号でご審議いただきました一般会計補正予算の、就学援助に関連するものでございます。この要綱は昨年度制定し、本年度も引き続き援助を行うため、改正を行うものでございます。それでは改正内容につきまして、新旧対照表でご説明したいと思います。新旧対照表 3 頁、第 5 条第 2 項、現行の令和 2 年度を令和 3 年度へ改正する字句の改め、次に第 6 条第 4 項につきまして、令和 2 年を令和 3 年に改正する字句の改めでございます。また、別表第 1 の表の改めでございますが、学用品費括弧通学用品費を含む括弧閉じの、現行の小学校 1 学年 11,100 円、2 学年から 6 学年、13,270 円を改正後は、全学年 13,270 円としております。中学校も同様に、現行の 1 学年 21,700 円を改正後は全学年 23,870 円としております。額の改正につきましては、通学用品費の 2,170 円を小学校、中学校それぞれ 1 学年について加算するものでございます。改正点は以上となります。その他、新旧対照表の 4 頁と 5 頁は、様式の改正でございます。こちらは先ほど述べました改正内容に伴う様式の変更でございます。最後に議案書の 14 頁をご覧ください。附則でございます。この告示は交付の日から施行し、令和 3 年 6 月 1 日から適用する、としてございます。以上ご説明申し上げ、ご質疑にお答えしたいと思います。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○知念春美 教育長 本件に対する質疑を許します。質疑のある方は挙手をお願い

いします。石川委員、お願いします。

○石川正信 委員 ご説明の中で、やはりコロナウィルスが終息しないという現状と、そのコロナウィルス感染症の影響による就学援助ということで、昨年でしたかね改正されて、そして今回の改正についても、大変良いことだというふうに思っております。その中で、お聞きしたいのは、改正の中の内容で小学校と中学校の学用品費をそれぞれ一律にした理由を説明いただきたいなと思います。

○知念春美 教育長 これは次長、よろしくお願いします。

○川上一徳 次長 ただ今の石川委員のご質疑にお答えしたいと思います。一律にしたというところの中で、昨年度の左側の新旧対照表にあります現行の所で、1学年について小学校が11,100円、中学校が21,700円という中で、この差額分が2,170円ですが、左側にあります括弧書きの通学用品費を含むという所にあたります。昨年度、初めて今回コロナに対しての就学援助を制定した中で、この小学校1年生の通学用品費については、新1年生に対して支給するものがあるのですが、その中に含まれていたという中で、支給をしていたという考えがありましたが、今年度、2年目に改めて精査をしたところ、実際にそのものが新1年生の中に支給されてなかったという確認が取れたので、今年度、改めてその内容を精査した上で新1年生に支給を済ませようということで、今回の改正に至ったという状況です。

○知念春美 教育長 よろしいでしょうか。他にございますでしょうか。質疑も尽きたようですので、質疑を終わりたいと思いますが、ご異議ありませんか。

○一同 異議なし。

○知念春美 教育長 ご異議ありませんので、質疑はこれにて終了いたします。これより宜野湾市新型コロナウイルス感染症の影響による就学援助に関する要綱の一部を改正する告示について採決いたします。本件は原案の通り、承認することにご異議ありませんか。

○一同 異議なし。

○知念春美 教育長 ご異議ありませんので、本件は原案の通り承認されました。これにて日程4議案第16号を終了いたします。続きまして、日程5「報告第1号交通事故による和解等に関する専決処分の報告について」を議題といたします。本件に対する担当者の趣旨説明を求めます。指導部長。

○又吉直正 指導部長 それでは別冊になっております報告資料2頁をお開きください。報告第1号 交通事故による和解等に関する専決処分の報告について 別紙のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、市

長が行った交通事故による和解等に関する専決処分を報告する。令和3年5月25日提出 宜野湾市教育委員会 教育長 知念春美。それから3頁をお開きください。

報告第1号 交通事故による和解等に関する専決処分の報告について 地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。令和3年5月28日提出 宜野湾市長 松川正則。4頁は専決処分書でございます。地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、令和3年3月2日（火）午後4時5分頃に発生した交通事故について損害賠償額を定め、和解することについて、下記のとおり専決処分する。記 1、損害賠償の和解の相手方 宜野湾市大山在住の児童、親権者及び自転車の所有者 2、損害賠償額 29,660円 3、和解事項 別紙和解契約書のとおり 令和3年5月10日 宜野湾市長 松川正則。それでは、事故の状況につきまして、7頁をご参照いただきご説明申し上げます。令和3年3月2日、午後4時5分頃、はごろも学校給食センターで勤務する本市職員が、公用車にて公務のため本庁へ向かう際、大山公民館前を走行中、右側の大山高層住宅駐車場出入り口より、自転車に乗り車道に走って来た相手方・小学生5年生の運転する自転車が、公用車の右側前方部分に接触し生じた事故でございます。接触により相手方の小学生が、左手親指の打撲、右足すねの擦り傷、全治1週間の診断結果でございました。5頁に戻りまして、和解契約書でございます。第2条 過失割合につきましては、本市の100%過失との判断で損害賠償額、負担額は市側甲が、相手側乙へ、29,660円を支払うことで和解が成立しております。公用車の安全運転につきましては、これまでも注意喚起をお願いしてきたところでございますが、事故が発生したことについて、お詫び申し上げます。大変申し訳ございませんでした。今後とも安全運転マニュアルを重視し、安全運転を心がけるよう職員への周知を徹底してまいりたいと存じます。以上、ご報告申し上げます。

○知念春美 教育長 本件に対する質疑を許します。質疑のある方は挙手をお願いします。石川委員。

○石川正信 委員 説明の中でもやはりこれまで交通事故による事故防止については、重々、注意喚起をなされてきたという報告がありましたので、現場でも安全防止の徹底をされているかと思えます。例えば、駐車場等でバックとかする場合には、必ず誘導するとかですね。そういうことは徹底されていると思うのですが、今回の説明の中で、この狭い道、ちょうど高層団地の所から自転車が走って来て防ぎ

ようもなかったのかな、と思いもしながらも、またある面では、どれぐらいの走行距離であったのか、また、特にあの道は狭いと当初からも言われていた所ですので、どのように安全を確認していたのか、再発防止のためにどうするか、お聞きしたいなと思います。

○知念春美 教育長 指導部次長、お願いします。

○川上一徳 指導部次長 この事故があった道でございますが、ここは日々、学校給食センターの職員を公用車で通っているという中で、やっぱり、どこか本庁に来る場合でも「車の運転は必ず気をつけてね」ということの中で声かけは毎日行っております。この道を通る時には、徐行して、いつでもブレーキをして止まれるような状況で走行はしていた、というところでございます。

○知念春美 教育長 他にございますでしょうか。石川委員。

○石川正信 委員 事故が起った時点で、どのような対処をされたのか、例えば救急呼ぶとか、ということをお聞きしたいと思います。

○知念春美 教育長 それについては、学校給食センター所長お願いします。

○佐久原昇 学校給食センター所長 事故の際に、この子供に確認を取りまして、大山高層団地の住民の子だということで、お家に行きました。その当時はお婆ちゃんと子供がいたのですが、警察も立ち会ってお話をして、病院行へ行くのかということと、あと救急車で行くのかと、確認したところ、お婆ちゃんから自分が病院に連れていくということでお話なされて、連れて行ったということです。

○知念春美 教育長 よろしいですか。桃原委員、どうぞ。

○桃原修 委員 あの道路は、通常の配送の時に、よく使う道なのですか。

○佐久原昇 学校給食センター所長 はい、そうです。

○知念春美 教育長 他にございますでしょうか。それでは質疑も尽きたようですので、質疑を終わりたいと思いますが、ご異議ありませんか。

○一同 異議なし。

○知念春美 教育長 ご異議ありませんので、質疑はこれにて終了いたします。

日程5報告第1号「交通事故による和解等に関する専決処分の報告について」を終了いたします。本日の会議はこれにて閉会いたします。大変お疲れ様でございました。